

市町村職員退職手当条例

(昭和35年6月27日組合条例第1号)

改正	昭和36年	4月17日	組合条例第1号	昭和37年	8月24日	組合条例第1号
	昭和38年	3月15日	組合条例第1号	昭和39年	1月7日	組合条例第1号
	昭和42年	4月1日	組合条例第1号	昭和44年	2月3日	組合条例第1号
	昭和44年	2月3日	組合条例第2号	昭和44年	8月25日	組合条例第3号
	昭和45年	9月6日	組合条例第1号	昭和46年	2月5日	組合条例第1号
	昭和47年	10月23日	組合条例第1号	昭和49年	1月21日	組合条例第1号
	昭和49年	10月21日	組合条例第2号	昭和51年	5月11日	組合条例第1号
	昭和52年	10月14日	組合条例第1号	昭和58年	3月26日	組合条例第1号
	昭和58年	7月23日	組合条例第2号	昭和58年	9月21日	組合条例第5号
	昭和59年	2月22日	組合条例第1号	昭和59年	7月31日	組合条例第2号
	平成元年	3月31日	組合条例第2号	平成3年	12月16日	組合条例第3号
	平成4年	3月2日	組合条例第1号	平成5年	3月2日	組合条例第1号
	平成7年	3月3日	組合条例第1号	平成10年	3月3日	組合条例第1号
	平成11年	3月3日	組合条例第1号	平成12年	3月31日	組合条例第1号
	平成12年	12月28日	組合条例第2号	平成13年	3月5日	組合条例第1号
	平成14年	11月8日	組合条例第2号	平成15年	11月5日	組合条例第1号
	平成16年	2月4日	組合条例第1号	平成16年	3月3日	組合条例第2号
	平成16年	9月30日	組合条例第3号	平成16年	10月13日	組合条例第4号
	平成18年	3月24日	組合条例第2号	平成19年	3月26日	組合条例第2号
	平成19年	10月1日	組合条例第6号	平成19年	12月28日	組合条例第8号
	平成20年	3月31日	組合条例第1号	平成22年	3月30日	組合条例第2号
	平成22年	11月15日	組合条例第3号	平成25年	2月21日	組合条例第1号
	平成26年	10月8日	組合条例第2号	平成27年	2月27日	組合条例第1号
	平成28年	3月1日	組合条例第4号	平成28年	12月28日	組合条例第8号
	平成29年	6月2日	組合条例第5号	平成30年	2月21日	組合条例第1号
	令和元年	11月1日	組合条例第4号	令和2年	3月3日	組合条例第1号
	令和4年	10月7日	組合条例第9号	令和7年	2月17日	組合条例第5号

(目的及び効力)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定に基づき、熊本県市町村総合事務組合規約(平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号)第3条第1号に掲げる事務を共同処理する団体(以下「加入市町村」という。)の職員に対する退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の区分)

第2条 前条に規定する職員の区分は、次に掲げるものとする。

- (1) 職員(次号に定める特別職員以外の全ての職員をいう。次条において同じ。)
- (2) 特別職員(加入市町村の長、副市町村長、教育長及び公営企業の管理者をいう。以下同じ。)

(遺族の範囲及び順位)

第3条 この条例において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、職員又は特別職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員又は特別職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員又は特別職員の死亡当時主としてその収入によって生計

を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員又は特別職員を故意に死亡させた者

(2) 職員又は特別職員の死亡前に、当該職員又は特別職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第4条 削除

(退職手当の支給)

第5条 この条例の規定による退職手当は、第2条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（以下「職員」という。）が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員又は特別職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下この項において「条例等」という。）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日及び条例等により、4週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。第13条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（この項において「祝日」という。）並びに12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日である日を除く。）の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第13条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第7条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡に係る部分以外の部分並びに第8条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(退職手当の支払)

第5条の2 次条、第9条の5及び第15条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」と

いう。)並びに第12条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第5条の3 退職した者(特別職員を除く。)に対する退職手当の額は、次条から第8条の3まで及び第9条から第9条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次条又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した職員に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料(これに相当する給与並びに一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第10条に規定する俸給の調整額に相当する額及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条に規定する教職調整額を含む。以下同じ。)の月額(給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「退職日給料月額」という。)に、給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項並びに第8条第1項第4号及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第11条の2第11項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者(第18条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第9条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の

基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が加入市町村の長の承認を得たもの
- (4) 第11条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
 - (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- （25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第8条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第11条の2第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が加入市町村の長の承認を得たもの
- (7) 25年以上勤続し、第11条の2第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第8条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による変定により当該変定前に受けていた給料月額が変額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「変額日」という。)における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定変額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定変額前給料月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定変額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条例の規定により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第10条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第10条第9項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第18条第1項若しくは第20条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第12条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第10条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第10条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

- (3) 第10条第5項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第10条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (5) 第10条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (6) 第10条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (7) 第10条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第10条第5項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第10条第5項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (10) 第10条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (11) 第11条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第11条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第11条第3項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (14) 第11条第3項第2号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (15) 第11条第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (16) 第11条第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (17) 第11条第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(18) 第11条第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間、国家公務員としての引き続きいた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間

(19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第8条の3 第7条第1項第4号及び第8条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第7条第1項、第8条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項及び第8条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第8条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第8条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額、

第 8 条の 2 第 1 項第 2 号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
----------------------	---------	---

(退職の理由の記録)

第 8 条の 4 加入市町村の長は、第 7 条第 1 項第 3 号及び第 8 条第 1 項第 6 号に掲げる者の退職の理由について、組合長が規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第 8 条の 5 熊本市市町村総合事務組合の長（以下「組合長」という。）は、退職の理由となった傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により、職員又は特別職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(消防職員の退職手当)

第 8 条の 6 消防職員（その者の勤続期間を通じて消防司令補以下の階級（消防司令補、消防士長若しくは消防士（消防副士長を含む。）又は常勤の消防団員をいう。）である者をいう。以下同じ。）の退職手当の額は、一般の退職手当の額に、その者の退職日給料月額に別表 1 に掲げる在職年数（地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の施行日以後において消防職員であった期間に限る。）に应ずる同表の増加月数を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、この場合において在職期間に 1 年未満の端数月数がある場合には、その端数は切り捨てる。

第 8 条の 7 市町村合併による職員の退職手当は、第 8 条の規定による退職手当を支給することができる。ただし、市町村合併前に退職の申出をした者に限る。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 9 条 第 6 条から第 8 条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に 60 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第 9 条の 2 第 8 条の 2 第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第 2 号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60 以上 特定減額前給料月額に 60 を乗じて得た額

(2) 60 未満 特定減額前給料月額に第 8 条の 2 第 1 項第 2 号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 9 条の 3 第 8 条の 3 に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条	第6条から第8条まで	第8条の3の規定により読み替えて適用する第8条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	これらの	第8条の3の規定により読み替えて適用する第8条の
第9条の2	第8条の2第1項の	第8条の3の規定により読み替えて適用する第8条の2第1項の
	同項第2号イ	第8条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第9条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第9条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100

		分の2) を乗じて得た額の合計額
	第8条の2第1項第2号イ	第8条の3の規定により読み替えて適用する第8条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2) を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第8条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第8条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第26条の5の規定による自己啓発等休業、同法第26条の6の規定による配偶者同行休業、同法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定による育児休業及び同法第10条の規定による育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下同じ。)その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下第10条第4項において「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職

員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 70,400円
- (2) 第2号区分 65,000円
- (3) 第3号区分 59,550円
- (4) 第4号区分 54,150円
- (5) 第5号区分 43,350円
- (6) 第6号区分 32,500円
- (7) 第7号区分 27,100円
- (8) 第8号区分 21,700円
- (9) 第9号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第8条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
- (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第9条の5 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第5条の3、第8条、第8条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

- 2 前項の「基本給月額」とは、加入市町村が定める給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額とする。

(勤続期間の計算)

第10条 職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

- 3 職員が退職した場合（第18条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び一般職の職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

- 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条及び第3条の規定による育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び同法第10条に規定する育児短時間勤務をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数）に相当する月数（地方公務員法第26条の6の規定による配偶者同行休業、同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

- 5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) 職員が、第14条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、

退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規定において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服する事を要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (5) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (6) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (7) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- 6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。
- 7 前各項の規定による在職期間のうち地方公務員法第26条の3の規定に基づき定められた条例の規定により承認を受けて勤務しなかった期間（以下この項において「高齢者部分休業期間」という。）があったときは、高齢者部分休業期間の2分の1に相当する期間を前各項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 8 前各項の規定による在職期間のうち地方公務員法第26条の5の規定に基づき定められた条例の規定により承認を受けて勤務しなかった期間（以下この項において「自己啓発等休業期間」という。）があったときは、自己啓発等休業期間（大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に資するものと加入市町村の長が認めた場合については、その期間の2分の1）を前各項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 9 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第6条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第7条第1項又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合に

あつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

第10条の1 前項の規定は、前条又は第13条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

第11条 第13条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

（勤続期間の計算の特例）

第10条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

（1） 第5条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

（2） 第5条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第10条の3 第10条第5項に規定する者に該当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第5条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

第10条の4 市町村に業務を移管した団体の職員がこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて当該市町村の職員となった者については、第10条第5項の規定による他の団体の職員等となった者とみなして同項の規定を適用する。

（外国派遣職員の在職期間の計算）

第10条の5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第2条第1項に規定する加入市町村の条例の規定により派遣された職員（以下「外国派遣職員」という。）に関する第8条第1項又は第10条第4項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 第9条の4第1項及び第10条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、第9条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

（公益法人等派遣職員の在職期間の計算）

第10条の6 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第2条第1項に規定する加入市町村の条例の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）後職務に復帰した職員が退職した場合（職員派遣をされた職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。）におけるこの条例の規定の適用については、職員派遣に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）の業務に係る業務上の傷病又は死亡は第7条第2項、第8条第1項及び第9条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による傷

病は第7条第2項、第8条第2項及び第9条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

- 2 第10条第4項の規定は、公益法人等派遣職員の職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）については、適用しない。
- 3 前項の規定は、公益法人等派遣職員が派遣先団体から所得税法（昭和40年法律第33号）第30条第1項に規定する退職手当等（同法第31条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。
- 4 公益法人等派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合における給料月額については、その者が引き続き加入市町村の職員として在職していたとした場合に受けることとなる給料月額を当該退職の日における給料月額とする。

（退職派遣者の在職期間の計算）

第10条の7 公益法人等派遣法第10条第1項の規定により採用された職員に関するこの条例の規定の適用については、公益法人等派遣法第10条第1項に規定する加入市町村の条例で定める株式会社又は有限会社（以下「特定法人という。」）の業務に係る業務上の傷病又は死亡は第7条第2項、第8条第1項及び第9条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は第7条第2項、第8条第2項及び第9条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

第10条の8 職員が、公益法人等派遣法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて同法第10条第1項の規定により職員として採用された者の第10条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、第10条（第5項を除く。）の規定を準用して計算する。
- 3 公益法人等派遣法第10条第1項の規定により退職し、引き続いて特定法人役職員となった場合においては、別に組合長が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算）

第11条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第10条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、第10条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。
- (1) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (2) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (3) 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (4) 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、国家公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (5) 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (6) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、

かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後更に引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

- 4 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。
- 5 第9条の4第1項に規定する休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続き職員となった場合におけるその者の第10条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、規則で定める場合においては、この限りでない。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第11条の2 加入市町村の長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - (2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集
- 2 加入市町村の長は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- (1) 前項各号の別
 - (2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
 - (3) 募集する人数
 - (4) 募集の期間
 - (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
 - (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
 - (7) 第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
 - (8) 第12項の規定による通知の予定時期
 - (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

- (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
 - (11) その他組合長が規則で定める事項
- 3 加入市町村の長は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りではない。
- 4 加入市町村の長は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 加入市町村の長は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 6 加入市町村の長は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 7 加入市町村の長が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 8 加入市町村の長は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、組合長が規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
- (1) 第5条第2項の規定により職員とみなされる者
 - (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
 - (3) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、加入市町村の長は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 11 加入市町村の長は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、加入市町村の長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

る。

- (1) 応募が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 12 加入市町村の長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、組合長が規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 13 加入市町村の長が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、組合長が規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 14 加入市町村の長は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号の規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、組合長が規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 15 加入市町村の長は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、組合長が規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- (1) 第18条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 第14条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
 - (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。

17 加入市町村の長は、この条の規定による募集及び認定について、加入市町村の長が定めるところにより、募集実施要項(第11項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。)及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第12条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条又は船員法(昭和22年法律第100号)第46条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第13条 勤続期間12月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)にあっては6月以上)で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。)であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより組合長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額

- 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。
- （1） 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日前の職員等であつた期間
 - （2） 当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間
- 3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給をうけることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
- 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、組合長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、組合長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。
- 5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる

額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が、一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

8 勤続期間6月以上で退職した職員であって、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に組合長の指示した雇用保険法第41条に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。

10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定に

よる基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第 1 項又は第 3 項の退職手当を支給することができる。

(1) その者が組合長の指示した雇用保険法第 24 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、組合長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、組合長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第 25 条第 1 項の規定による措置を決定した場合

(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第 27 条第 1 項の規定による措置を決定した場合

11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 組合長の指示した雇用保険法第 36 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第 4 項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第 36 条第 4 項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第 37 条第 3 項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

(4) 安定した職業に就いたものの者 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5) 公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は組合長の指示した雇用保険法第 58 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第 2 項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

- 1 2 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。
- 1 3 第11項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- 1 4 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- 1 5 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。
- 1 6 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第5項から第11項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。
- 1 7 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）

第14条 職員が退職した場合（第18条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

3 職員が第11条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員になった場合においては、組合長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（退職手当の額）

第15条 退職した特別職員に対する退職手当の額は、その者の退職日給料月額に次の各号に掲げる率を乗じて得た額とする。

- (1) 市町村長であった者については、その在職期間1年につき100分の500
- (2) 副市町村長であった者については、その在職期間1年につき100分の290
- (3) 教育長、公営企業の管理者であった者については、その在職期間1年につき100分の240

2 公務上の傷病若しくは、死亡による退職手当の場合は、前項により計算した額の5割に相当する額を加算する。

3 市町村合併による特別職員に対する退職手当の額は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に、当該加入市町村が、その議会の議決により負担する額を加算して支給することができる。

(期間の計算)

第16条 前条各号の在職期間はその者の当該職に就任した日から当該職を退職した日までの期間について得た年数とする。ただし、その端数の計算については1月は12分の1年とし1月未満は切り上げるものとする。

(退職手当の支給等の特例)

第16条の2 前2条の規定にかかわらず、国家公務員又は都道府県の公務員（以下「国家公務員等」という。）として在職した者が、加入市町村の要請を受けて退職手当を支給されないで引き続いて加入市町村の特別職員となった場合における退職手当の支給等については職員の例による。この場合において、その者の退職手当の額は、当該特別職員の退職の日において、その者が引き続き国家公務員等として在職していたとした場合に受けることとなる俸給月額又は給料月額を当該退職の日における俸給月額又は給料月額として、当該国家公務員等に対する退職手当に関する規定により算定した額とする。

(懲戒免職等処分に関する定義)

第17条 本条から第21条まで及び第23条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他特別職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 懲戒免職等処分実施機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員又は特別職員の退職（この条例の規定により退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第23条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及び本条から第23条までの規定に基づく処分の性質を考慮して組合長が別に定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職）を占める職員又は特別職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及び本条から第23条までの規定に基づく処分の性質を考慮して組合長が別に定める機関）をいう。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、組合長は、当該退職をした者

(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2 組合長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 組合長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を熊本県市町村自治会館掲示板に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、組合長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員又は特別職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、組合長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該懲戒免職等処分実施機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該懲戒免職等処分実施機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は特別職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為(在職期間中の職員又は特別職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退

職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、組合長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、組合長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 組合長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - （1） 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - （2） 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - （3） 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 組合長は、第3項の規定による支払差止処分を行った場合において、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過したときには、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、組合長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第13条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第13条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同

条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、組合長は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該懲戒免職等処分実施機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は特別職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、組合長は、当該遺族に対し、第18条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 組合長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 行政手続法(平成5年法律第88号)第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第18条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、組合長は、当該退職をした者に対し、第18条第1項

に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第23条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第23条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
 - (3) 当該懲戒免職等処分実施機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は特別職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第13条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、組合長は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 組合長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第18条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。
- （遺族の退職手当の返納）

第22条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、組合長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第18条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第18条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する前条第4項

の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第23条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、組合長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までに同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は特別職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、組合長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は特別職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第21条第5項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、組合長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は特別職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までに同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第19条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、組合長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は特別職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、組合長は、当該退職手当

の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、組合長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 7 第18条第2項並びに第21条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第21条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（審査会）

第24条 組合長の諮問に応じ、次条に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、熊本市市町村総合事務組合退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員3人をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから、組合長が任命する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- 7 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（審査会への諮問）

第25条 組合長は、第20条第1項第3号若しくは第2項、第21条第1項、第22条第1項又は第23条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

- 2 審査会は、第20条第2項、第22条第1項又は第23条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は組合長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(職員が特別職員となった場合の退職手当の支給)

第26条 職員が引き続いて特別職員となった場合、特別職員が引き続いて職員となった場合又は特別職員が引き続いて特別職員(同一の職を含む。)となった場合において、それぞれ職員又は特別職員となった日の前日に退職したものとみなし、この条例の規定を適用して退職手当を支給する。

(雑 則)

第27条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の職員としての在職期間(以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。)を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 3 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。)の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第71号)第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和59年法律第87号)第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員と

しての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 4 昭和62年4月1日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 5 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であって同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この項において「承継法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和62年4月1日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 6 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和49年組合条例第1号。以下「昭和49年組合条例第1号」という。）附則第4項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第6条から第8条の3まで及び附則第14項から第22項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。
- 7 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（昭和49年組合条例第1号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第8条の2及び附則第17項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 8 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（昭和49年組合条例第1号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第8条又は附則第15項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 9 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道精算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第13条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続

き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

10 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

11 旧機関の職員が、第10条第5項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

12 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で組合長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第9条の5第2項に規定する加入市町村において規定する給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

13 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、組合長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、組合長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職

業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）とする。

- 14 当分の間、第7条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「、第8条又は附則第14項」とする。

（1） 令和5年3月31日において適用される加入市町村の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）の規定により年齢63歳を定年と定める職員に相当する職員
63歳

（2） 組合長が別に定める職員 組合長が別に定める年齢

- 15 当分の間、第8条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳（前項各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「、第8条又は附則第15項」とする。

- 16 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

（1） 旧定年条例の規定により年齢65歳を定年と定める医師及び歯科医師に相当する職員

（2） 令和5年4月1日において適用される加入市町村の職員の定年等に関する条例に規定する年齢65歳を超える年齢を定年と定める医師及び歯科医師

（3） 給与その他の処遇の状況が前2号に掲げる職員に類する職員として加入市町村が規則で定める職員

- 17 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）附則第8項の規定に準じて定められた加入市町村の職員の給与に関する条例の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

- 18 当分の間、第7条第1項第4号並びに第8条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第8条の3及び第9条の3の規定の適用については、第8条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第14項各号及び附則第16項各号に掲げる職員以外の者（旧定年条例の規定により定年年齢を60歳と定める者であって附則第16項第2号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあっては60歳とし、附則第14項各号に掲げる職員にあっては当該各号に定める年齢とし、附則第16項第1号に掲げる職員にあっては65歳とし、旧定年条例の規定により65歳と異なる定年年齢を定める者であって附則第16項第2号に掲げ

る職員に該当する職員にあっては旧定年条例において当該職員について定める年齢とし、附則第16項第3号に掲げる職員にあっては加入市町村が規則で定める年齢とする。)に達する日」と、第8条の3の表第7条第1項及び第8条第1項の項、第8条の2第1項第1号の項及び第8条の2第1項第2号の項並びに第9条の3の表第9条の項、第9条の2第1号の項及び第9条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(附則第14項各号及び附則第16項各号に掲げる職員以外の者(旧定年条例の規定により定年年齢を60歳と定める者であって附則第16項第2号に掲げる職員に該当する職員を含む。))にあっては60歳とし、附則第14項各号に掲げる職員にあっては当該各号に定める年齢とし、附則第16項第1号に掲げる職員にあっては65歳とし、旧定年条例の規定により65歳と異なる定年年齢を定める者であって附則第16項第2号に掲げる職員に該当する職員にあっては旧定年条例において当該職員について定める年齢とし、附則第16項第3号に掲げる職員にあっては加入市町村が規則で定める年齢とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 19 当分の間、第7条第1項第4号並びに第8条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)に対する第8条の3及び第9条の3の規定の適用については、第8条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第7条第1項及び第8条第1項の項、第8条の2第1項第1号の項及び第8条の2第1項第2号の項並びに第9条の3の表第9条の項、第9条の2第1号の項及び第9条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

附則第14項各号及び第16項各号に掲げる職員以外の者(旧定年条例の規定により定年年齢を60歳と定める者であって附則第16項第2号に掲げる職員に該当する職員を含む。)	60歳
附則第14項各号に掲げる職員	附則第14項各号に定める年齢
附則第16項第1号に掲げる職員	65歳
附則第16項第2号に掲げる職員(旧定年条例の規定により65歳と異なる定年年齢を定める者に限る。)	附則第16項第2号に掲げる職員について旧定年条例に定める年齢
附則第16項第3号に掲げる職員	加入市町村が規則で定める年齢

- 20 当分の間、第7条第1項第4号及び第8条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第8条の3の規定の適用及び第11条の2の規定の適用については、第8条の3本文及び第11条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第8条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第11条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 1 当分の間、第8条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第8条の3及び第9条の3の規定の適用については、第8条の3の表第7条第1項及び第8条第1項の項、第8条の2第1項第1号の項及び第8条の2第1項第2号の項並びに第9条の3の表第9条の項、第9条の2第1号の項及び第9条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第19項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

2 2 当分の間、第8条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第8条の3及び第9条の3の規定の適用については、第8条の3の表第7条第1項及び第8条第1項の項、第8条の2第1項第1号の項及び第8条の2第1項第2号の項並びに第9条の3の表第9条の項、第9条の2第1号の項及び第9条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則（昭和36年組合条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村職員退職手当条例第10条第8項及び第13条の規定は昭和35年4月1日から適用し、条例附則第9項、第10項及び第12項の規定は、昭和34年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則（昭和37年組合条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村職員退職手当条例（以下「新条例」という。）第6条から第8条まで及び第15条の規定並びに附則第19項を削る規定は昭和37年8月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、附則第6項、附則第8項から第14項まで及び附則第17項の規定は、昭和28年8月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、新条例附則第15項及び附則第16項の規定は、昭和36年3月1日以後の退職に係る退職について適用する。
- 3 この条例の施行の日以後に退職した職員のうち、昭和20年8月15日前に軍人軍属の身分を失ったことがある者の同日前の勤続期間の計算については、改正前の市町村職員退職手当条例附則第10項及び附則第11項（これらの規定を同条例附則第12項において準用する場合を含む。）並びに同条例附則第13項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例附則第10項中「旧恩給法の特例に関する件」（昭和21年勅令第68号）第1条に規定する軍人軍属（以下「軍人軍属」という。）とあるのは「軍人軍属」と読み替えるものとする。

- 4 昭和28年8月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間（以下「適用期間」という。）内に退職した者につき、新条例附則第9項若しくは附則第10項（これらの規定を新条例附則第11項において準用する場合を含む。以下同じ。）、新条例附則第13項及び附則第14項若しくは附則第17項又は附則第15項及び附則第16項の規定を適用してその退職手当の額を計算する場合においては、勤続期間又は退職手当の額に関する事項のうちこれらの規定に規定するものを除き、当該退職手当の額の計算の基礎となる給料月額その他当該退職手当の額の計算の基礎となる事項については、当該退職の日において適用されていた退職手当の支給に関する条例（以下「退職時の条例」という。）の規定によるものとする。
- 5 適用期間内に退職した者で新条例附則第9項、附則第10項、附則第13項又は附則第15項の規定の適用を受ける者（その者の退職が死亡による場合には、当該退職に係る退職手当の支給を受けたその遺族）が適用期間内に死亡した場合においては、当該退職に係る新条例及び前項の規定による退職手当は、当該退職した者の遺族（当該退職した者の退職が死亡による場合には、その者の他の遺族）で適用期間内に死亡した者以外に対し、その請求により支給する。
- 6 第14項の規定は、前項に規定する遺族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは「職員又は職員であった者」と読み替えるものとする。
- 7 適用期間内に退職した者で新条例附則第9項、附則第10項、附則第13項又は附則第15項の規定の適用を受ける者に退職時の条例の規定に基づいてこの条例の施行前に既に支給された退職手当（その者の退職が死亡による場合には、その遺族に退職時の条例の規定に基づいてこの条例の施行前に既に支給された退職手当）新条例及び附則第7項の規定による退職手当（前2項に規定する遺族に支給すべき新条例及び附則第7項の規定による退職手当を含む。）の内払いとみなす。
- 8 市町村職員退職手当条例（昭和35年組合条例第1号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
- 9 この条例の施行の際現に在職する職員のうち次に掲げる者が、年令50年以上で、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合には、新条例第8条の規定に該当するほか、当分の間新条例第8条の規定による退職手当を支給することができる。
- （1） 先に職員として在職した者のうち、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて新条例附則第4項に規定する外国政府職員等となるため退職し、かつ外国政府職員等としての身分を失なった後に引き続いて再び職員となった者（新条例附則第9項第2号の規定により在職期間が引き続いたものとみなされる期間内に再び職員となった者を含む。）
- （2） 前号に掲げる者のほか、職員としての勤続期間が10年以上の者
- 10 前項に規定する職員等以外の職員等のうち、職員等としての勤続期間が10年以上の者が、定年に達したことにより退職した場合（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の3の規定により引き続き勤務した後退職した場合並びに地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号、以下「改正法」という。）附則第3条の規定により退職した場合及び改正法附則第4条の規定により引き続き勤務した後退職した場合を含む。）には、

市町村職員退職手当条例第8条の規定に該当する場合のほか、当分の間、同条の規定による退職手当を支給することができる。

附 則（昭和38年組合条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和38年4月1日（以下「適用日」という。）以後の退職日に係る退職手当について適用し、適用日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 常時勤務に服することを要しないもので適用日の前日に雇用されているものが、適用日以後最初に退職した場合（新条例第5条第2項の規定により職員とみなされる場合を除く。）において2箇月以内の期間を定めて雇用される者であつて同項に定められている勤務条件により勤務した期間が通算6月以上ある者については、同項の職員の例により退職手当を支給する。
- 4 職員の適用日の前日を含む月以前における2箇月以内の期間を定めて雇用される者であつて新条例第5条第2項に定められている勤務条件により勤務した期間が通算して6月以上ある者の常時勤務を要しない職員としての勤務期間は従前の例により計算し、これを同月以後の引き続いた勤務期間に加算するものとする。
- 5 市町村職員退職手当条例第5条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合（附則第4項の規定に該当する場合を除く。）には、当分の間、その者を同条例第5条第2項の職員とみなして、同条例の規定を適用する。
- 6 適用日の前日に在職する職員で新条例第5条の職員に該当する者が適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は新条例第5条の3から第8条の3まで及び第9条から第9条の5までの規定にかかわらず次に係る額とする。
 - （1） 新条例第6条第1項、又は第8条第1項の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。） その者につき、改正前の市町村職員退職手当条例（以下旧条例という。）第7条（死亡により退職した者にあつては旧条例附則第19項を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と新条例第6条第1項、又は第8条第1項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額
 - （2） 新条例第7条第1項の規定に該当する退職（勤務公署の移転による退職に限る。） その者につき旧条例第8条の規定により計算した退職手当の額と新条例第7条第1項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額
 - （3） 新条例第9条又は第9条の2の規定に該当する退職 その者につき旧条例第6条、第7条又は第8条の規定により計算した退職手当の額と新条例第5条の3、第6条、第8条から第8条の3まで及び第9条から第9条の4までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額
- 7 附則第5項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定するものである者とした場合に同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する市町村職員退職手当条例第10条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは「6月」とする。

附 則（昭和３９年組合条例第１号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和３８年８月１日から適用する。

附 則（昭和４２年組合条例第１号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４２年４月１日以後の退職による退職手当について適用する。

附 則（昭和４４年組合条例第１号）

- １ この条例は、公布の日から施行する。
- ２ 附則第７項、第９項第２号及び第３号、第１３項、並びに第１６項の規定は、昭和４２年６月１日以後の退職に係る退職手当について適用し、新条例第１０条第４項の規定は、昭和４３年１２月１４日以後の退職に係る退職手当について適用し、これらの日以前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- ３ 昭和４２年６月１日からこの条例の施行の日の前日までの間に退職した職員につき、改正前の市町村職員退職手当条例附則第７項（同条例附則第１１項において準用する場合を含む。）の規定を適用して計算した退職手当の額が新条例附則第７項第１号（新条例附則第１１項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定を適用して計算した退職手当の額よりも多いときは、新条例附則第７項第１号の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
- ４ 第８条第３項に規定する職員に暫定手当及び調整手当が支給される間、同項中「及び扶養手当」とあるのは、「及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額又は暫定手当」として同項の規定を適用する。

附 則（昭和４４年組合条例第２号）

- １ この条例は、公布の日から施行する。
- ２ 改正後の市町村職員退職手当条例の規定は、昭和４３年４月１日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日以前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和４４年組合条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４５年組合条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和４６年組合条例第１号）

- １ この条例は、公布の日から施行し、昭和４５年１月１日以後の退職に係る退職手当について適用する。
- ２ 失業保険に相当する退職手当（新条例第１３条第２項第３号に規定する失業保険金に相当する退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受ける資格（以下「受給資格」という。）を有する者で、次の各号に掲げる者に対しては、昭和５０年３月３１日までの間、同条第１項及び第３項から第６項まで定めるものの他、必要に応じそれぞれ当該各号に掲げる給付を退職手当として支給することができる。
 - （１） 就職するに至った者で、その就職するに至った日の前日における失業保険金に相当する退職手当の支給残日数が当該受給資格に係る基準日数（新条例第１３条第１項に規定

する基準日数をいい、失業保険法（昭和22年法律第146号）第20条の4第1項の規定による措置が決定された場合には、その日数に新条例第10条第5項の規定により失業保険金に相当する退職手当を支給することができる日数を加算した日数とする。以下同じ。）の2分の1以上である者については、就職支度金

（2） 公共職業安定所の紹介した職業に就くためその住所又は居所を変更する者については、移転費

3 前項第1号に掲げる就職支度金に相当する退職手当（以下「就職支度金に相当する退職手当」という。）の額は、次に掲げる額とする。

（1） 就職するに至った日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の3分の2以上である受給資格者については、失業保険金に相当する退職手当の50日分に相当する額

（2） 就職するに至った日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の2分の1以上3分の2未満である受給資格者については、失業保険金に相当する退職手当の30日分に相当する額

4 前項第1号又は第2号に規定する受給資格者であつて、就職するに至った日の前日における支給残日数が150日以上である者に係る就職支度金に相当する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、失業保険金に相当する退職手当の20日分に相当する額を、同項第1号又は第2号に掲げる額に加算した額とする。

5 前3項に規定する支給残日数とは、受給資格に係る基準日数から当該受給資格に係る待期日数（新条例第13条第1項に規定する待期日数をいう。以下同じ。）及び失業保険金に相当する退職手当の支給を受けた日数を控除した日数（その日数が、就職するに至った日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該受給資格に係る待期日数の残日数（待期日数から当該受給資格に係る退職の日の翌日から就職するに至った日までの失業の日数を控除した日数をいう。）を控除した日数をこえるときは、就職するに至った日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該待期日数の残日数を控除した日数）をいう。

6 就職支度金に相当する退職手当は、失業保険法第27条の3第1項に規定する就職支度金の支給の条件に従い支給する。

7 附則第7項第2号に掲げる移転費に相当する退職手当（以下「移転費に相当する退職当」という。）は、失業保険法第27条の4第1項に規定する移転費に相当する金額を当該移転費の支給の条件に従い支給する。

8 新条例第13条第12項の規定は、就職支度金に相当する退職手当又は移転費に相当する退職手当について、失業保険法第23条の2の規定は、詐欺その他不正の行為によって就職支度金に相当する退職手当又は移転費に相当する退職手当の支給を受けた者がある場合に於いて準用する。

9 附則第2項から前項までに規定するもののほか、就職支度金に相当する退職手当及び移転費に相当する退職手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和47年組合条例第1号）

- 1 この条例は、昭和47年10月1日（以下「適用日」という。）から施行する。
- 2 適用日前の退職者に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年組合条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の市町村職員退職手当条例（以下「新条例」という。）は昭和47年12月1日（以下「適用日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、適用日前の退職に係る退職手当についてはなお従前の例による。
- 2 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和38年組合条例第1号。以下「条例第1号」という。）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 3 改正後の条例第1号附則第6項の規定は、適用日以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。
- 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に市町村職員退職手当条例第6条から第8条まで又は附則第14項若しくは第15項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第6条から第8条の3まで及び附則第14項から第22項の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。
- 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に市町村職員退職手当条例第6条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第8条の2及び附則第17項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に市町村職員退職手当条例第8条の規定又は附則第15項に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 7 条例第1号附則第5項の規定の適用を受ける職員で附則第4項から前項までの規定に該当する者に対する退職手当の額は、新条例第5条の3から第8条の3まで及び第9条から第9条の5まで、条例第1号附則第6項並びにこの条例附則第4項から前項までの規定にかかわらず、その者につき条例第1号による改正前の市町村職員退職手当条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第4項から前号までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。
- 8 適用日から施行の日の前日までの期間内に退職した者（当該退職が死亡による場合はその遺族）に支給した退職手当は、改正後の条例の規定による退職手当の内払いとみなす。

附 則（昭和49年組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年組合条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の市町村職員退職手当条例（以下「新条例」という。）第13条の規定は、昭和50年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

- 3 適用日前の期間に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 適用日前に退職した職員のうち、この条例による改正前の市町村職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第13条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に対する新条例第13条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。
- （1） 新条例第13条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「当該1年の期間内」とあるのは、「昭和50年4月1日から当該退職の日の属する年の翌年のこれに相当する日までの間」とする。
 - （2） 新条例第13条第1項第2号に規定する基本手当の日額が旧条例第13条第1項第2号に規定する失業保険金の日額を上回る者であつて、当該退職の日から適用日の前日までの間の日数が同項に規定する待期日数に満たない者に係る新条例第13条第1項に規定する待期日数については、旧条例第13条第1項第2号に規定する失業保険金の日額に同項に規定する待期日数のうち適用日以後の日数を乗じて得た額を新条例第13条第1項第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する日数とする。
 - （3） 新条例第13条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第13条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第9項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる適用日前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。
 - （4） 新条例第13条第4項から第6項まで及び第7項第1号の規定は適用しない。
 - （5） 旧条例第13条第4項又は第6項第1号に規定する公共職業訓練等を受けている者に係る当該公共職業訓練等は、新条例第13条第7項第2号又は第8項第1号の例に準じて組合長が指示した公共職業訓練等とみなす。
- 5 適用日以後この条例の施行の日の前日までの間に退職した職員に係る必要な経過措置については、規則で定める。
- 6 適用日以後この条例の施行の日の前日までの期間に係る旧条例第13条の規定により支払われた退職手当は、新条例第13条の規定による退職手当の内払いとみなす。

附 則（昭和52年組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年組合条例第1号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、市町村職員退職手当条例第4条及び第8条の4並びに第15条第1項の改正規定は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年組合条例第2号）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第4項（同条例附則第5項又は第6項において例による場合を含む。）及び同条例附則第5項の規定の適用に

については昭和５８年４月１日から昭和５９年３月３１日までの間においては同条例附則第４項中「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１７」と同条例附則第５項中「３８年」とあるのは「４０年」とし、昭和５９年４月１日から昭和６０年３月３１日までの間においては同条例附則第４項中「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１３」と、同条例附則第５項中「３８年」とあるのは「３９年」とする。

附 則（昭和５８年組合条例第５号）

この条例は、昭和５８年８月１日から施行する。

附 則（昭和５９年組合条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５９年組合条例第２号）

- 1 この条例は、昭和６０年３月３１日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（昭和５６年法律第９２号）附則第３条の規定により退職した者及び同法附則第４条の規定により引き続き勤務した後退職した者に係るこの条例による改正後の市町村職員退職手当条例の規定の適用にあたっては、定年に達したことにより退職した者とみなす。

附 則（平成元年組合条例第２号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の市町村職員退職手当条例（以下「新条例」という。）附則第７項中日本専売公社及び日本電信電話公社に関する部分は、昭和６０年４月１日から、日本国有鉄道に関する部分は、昭和６２年４月１日から、附則第２４項、第２５項の規定は、昭和６０年４月１日から、第２６項、第２７項の規定は、昭和６２年４月１日から、第６条第２項（第３号を除く。）の規定は、昭和６１年４月１日から適用する。
- 2 新条例第６条第２項第３号、第７条第１項第４号、同条第３項、第８条第１項第４号、第８条の２及び第８条の３の改正規定は、平成２年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 新条例第１７条第３項及び第１７条の２の改正規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用する。
- 4 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和３８年組合条例第１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 5 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和４９年組合条例第１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 6 地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４の規定により定年退職後引き続いて再任用された者（これに準ずる他の法令の規定により同様の取扱いを受けた者を含む。）が、昭和６０年３月３１日から施行日の前日までの間にその者の非違によることなく退職した場合におけるその者に対して支給すべき退職手当の額は、この条例による改正前の市町村職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第６条から第８条まで、第９条、第１２条及び第１

3条並びに附則第15項及び第17項、この条例による改正前の昭和38年組合条例第1号附則第6項並びにこの条例による改正前の昭和49年組合条例第1号附則第4項から第7項までの規定にかかわらず、その者を定年に達したことにより退職した者とみなしてこれらの規定を適用して計算した額とする。

- 7 前項に規定する者に対して旧条例の規定に基づいて支給された退職手当は、前項の規定による退職手当の内払いとみなす。
- 8 適用日の前日に在職する職員が適用日以後に退職した場合において、その者が適用日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職した者とし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、旧条例第6条から第8条まで及び第9条、この条例による改正前の昭和38年組合条例第1号附則第6項又はこの条例による改正前の昭和49年組合条例第1号附則第4項から第7項までの規定により計算した場合の退職手当の額が新条例第6条から第8条の2まで及び第9条、この条例による改正後の昭和38年組合条例第1号附則第6項又はこの条例による改正後の昭和49年組合条例第1号附則第4項から第7項までの規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 9 前項の規定は、適用日の前日に市町村職員退職手当条例第10条第5項に規定する職員以外の地方公務員等として在職する者又は同日に同項第4号に規定する特定地方公社等職員として在職する者のうち職員から引き続いて特定地方公社等職員となった者で、職員以外の地方公務員等又は特定地方公社等職員として在職した後引き続いて職員となったものが適用日以後に退職した場合について準用する。この場合において、前項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する給与の額」と読み替えるものとする。

附 則（平成3年組合条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第8条の4及び第10条第4項の規定は、平成3年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員であつて給料が日額で定められている者が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の市町村職員退職手当条例第6条から第8条の2まで及び第9条、この条例による改正前の昭和38年組合条例第1号附則第6項又は昭和49年組合条例第1号附則第4項から第7項までの規定による退職手当の額が、この条例による改正後の条例第6条から第8条の2まで及び第9条、昭和38年組合条例第1号附則第6項又は昭和49年組合条例第1号附則第4項から第7項までの規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とす

る。

附 則（平成４年組合条例第１号）

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成５年組合条例第１号）

- １ この条例は、公布の日から施行し、改正後の市町村職員退職手当条例（以下「組合条例」という。）第１５条の規定は、平成５年４月１日から適用する。
- ２ 改正後の組合条例第５条第２項及び第１３条第２項の規定中「１８日」、第６条の規定中「２１日」とあるのは、加入市町村における職員の勤務時間に関する条例等の改正により完全週休２日制を施行した日（以下「施行日」という。）の属する月の初日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、第５条第２項及び第１３条第２項中「１８日」とあるのは「２０日」とし、第６条中「２１日」とあるのは「２３日」とする。

（経過措置）

- ３ 施行日の前日に在職する者であつて給料が日額で定められているものが施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができたこの条例による改正前の組合条例第６条から第８条の２まで及び第９条又は組合条例の一部を改正する条例（昭和３８年組合条例第１号）附則第６項若しくは組合条例の一部を改正する条例（昭和４９年組合条例第１号）附則第４項から第７項までの規定による退職手当の額が、この条例による改正後の組合条例第６条から第８条の２まで及び第９条、昭和３８年組合条例第１号附則第６項又は昭和４９年組合条例第１号附則第４項から第７項までの規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則（平成７年組合条例第１号）

この条例は、平成７年４月１日より施行する。

附 則（平成１０年組合条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１１年組合条例第１号）

この条例は、平成１０年１０月２２日から施行する。

附 則（平成１２年組合条例第１号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成１３年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は公布の日から施行する。

（改正前の地方公務員法の規定により再任用された職員に関する経過措置）

- ２ この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方公務員法等の一部を改正する法律（平成１１年法律１０７号）第１条の規定による改正前の地方公務員法第２８条の４第１項の規定により採用され、同項の任期又は同条第２項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である職員に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成１２年組合条例第２号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年組合条例第1号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に退職した職員に係る失業者の退職手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成14年組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- （1） 第10条の6を加える改正規定 昭和63年4月1日
- （2） 第1条及び第2条の改正規定 平成10年7月1日
- （3） 第10条の8から第10条の9を加える改正規定 平成14年3月31日
- （4） 第10条の7を加える改正規定 平成14年4月1日

附 則（平成15年組合条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職した職員に係るこの条例による改正後の市町村職員退職手当条例（以下「新条例」という。）第13条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から第5項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 新条例第13条第11項第4号及び第14項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第11項第4号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対するこの条例による改正前の市町村職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第13条第11項第3号の2及び第4号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした偽りその他の不正行為によって新条例第13条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部又は一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。
- 5 新条例第13条第16項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条の4第2項に規定する職業紹介事業者等をいう。）に対して適用し、同日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帯して新条例第13条第16項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。
- 6 前4項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成15年5月1日から施行日の前日までの間における旧条例第13条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第2号並びに同条第3項、第5項から第11項までの規定、第15項及び第16項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。

- 7 附則第2項、第3項及び第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第13条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は規則で定めるところによる。
- 8 附則第2項、第3項及び第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日前に退職した職員が平成15年5月1日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）附則第8条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第13条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第13条第11項第3号の2又は第4号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、規則で定めるところによる。
- 9 平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に旧条例第13条の規定により支払われた退職手当は、附則第7項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。
- 10 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成16年組合条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年3月31日から施行する。ただし、施行日に勸奨又は定年により退職した者に対する退職手当の額は、施行日の前日に適用される退職手当に関する規定による。
- 2 附則第5項の規定については、平成17年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 3 平成16年3月31日から平成17年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の市町村職員退職手当条例附則第28項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第9条の規定にかかわらず」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」とする。
- 4 平成16年3月31日から平成17年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第4項（同条例附則第5項又は第6項において例による場合を含む。）及び同条例附則第5項の規定の適用については、同条例附則第4項中「第8条の2まで及び」とあるのは「第8条の2まで及び第9条並びに」と、「100分の104」とあるのは「100分の107」と、同条例附則第5項中「36年」とあるのは「35年を超え37年以下」と、同条例附則第6項中「及び第8条の2」とあるのは「、第8条の2及び第9条」とする。
- 5 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で市町村職員退職手当条例第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第8条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第6項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則（平成16年組合条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 16 年組合条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 16 年 3 月 31 日から適用する。

附 則（平成 16 年組合条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 16 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年組合条例第 2 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の市町村職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の市町村職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第 6 条から第 8 条の 2 まで、第 9 条及び附則第 28 項から第 30 項まで、附則第 7 条の規定による改正前の市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和 49 年組合条例第 1 号。以下この条及び次条において「条例第 1 号」という。）附則第 4 項から第 7 項まで並びに附則第 9 条の規定による改正前の市町村職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成 16 年組合条例第 1 号。以下この条及び次条において「条例第 1 号」という。）附則第 5 項の規定により計算した額（当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第 8 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として旧条例附則第 28 項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ 100 分の 83.7（当該勤続期間が 20 年以上の者（42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104 分の 83.7）を乗じて得た額が、市町村職員退職手当条例第 5 条の 3 から第 8 条の 3 まで及び第 9 条から第 9 条の 5 まで並びに附則第 6 項から第 8 項まで、附則第 4 条、附則第 5 条、附則第 8 条の規定による改正後の条例第 1 号附則第 6 項、条例第 1 号附則第 4 項から第 7 項まで並びに条例第 1 号附則第 5 項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 職員のうち新条例第 10 条第 5 項及び第 6 項並びに第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により新条例第 8 条の 2 第 2 項第 2 号から第 19 号までの規定に規定する期間が新条例第 10 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

第3条 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第6条から第8条の2まで、第9条及び附則第28項から第30項まで、附則第8条の規定による改正前の条例第1号附則第6項、附則第9条の規定による改正前の条例第1号附則第4項から第7項まで並びに附則第10条の規定による改正前の条例第1号附則第5項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

（1） 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

ア 新条例第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

（2） 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

ア 新条例第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

（3） 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

ア 新条例第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

2 前条第2項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

第4条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第8条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成18年4月1日以後の期間に限る。）」とする。

第5条 新条例第9条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第 1 項	その者の基礎在職期間（	平成 8 年 4 月 1 日以後のその者の基礎在職期間（
第 2 項	基礎在職期間	平成 8 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間

第 6 条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 7 条 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和 3 8 年組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 8 条 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和 4 9 年組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 9 条 市町村職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（平成 1 6 年組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 1 9 年組合条例第 2 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（助役に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現に助役である者で、地方自治法の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 5 3 号）（以下「平成 1 8 年改正法」という。）附則第 2 条の規定により副市町村長として選任されたものとみなされた者に係る市町村職員退職手当条例第 1 6 条の規定による在職期間は、その者が平成 1 8 年改正法による改正前の地方自治法第 1 6 2 条の規定による助役の職に就任した日から平成 1 8 年改正法附則第 2 条の規定により改正後の地方自治法第 1 6 2 条の規定により選任されたものとみなされた副市町村長の職を退職した日までの期間について得た年数とする。

（収入役に関する経過措置）

3 この条例の施行の際現に在職する収入役で、平成 1 8 年改正法附則第 3 条第 1 項の規定により収入役として在職するものとされた者に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 9 年組合条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 3 条第 1 項及び同条第 3 項の規定は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行し、同条第 1 7 項及び附則第 3 項の規定は、日本年金機構法（平成 1 9 年法律第 1 0 9 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第 1 3 条第 1 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第13条第17項の規定は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

附 則（平成19年組合条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
（市町村退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 市町村退職手当条例の一部を改正する条例（平成19年組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年組合条例第2号）

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（熊本県町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和35年組合条例第1号）附則第31項の規則で定める町村及び規則で定める日を定める規則の廃止）

- 第2条 熊本県町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和35年組合条例第1号）附則第31項の規則で定める町村及び規則で定める日を定める規則（平成5年7月19日組合規則第2号）は、廃止する。

（市町村職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第3条 改正後の市町村職員退職手当条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 第4条 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和38年組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 第5条 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和49年組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 第6条 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成5年組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 第7条 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年組合条例第2号）の一部を

次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成２２年組合条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年組合条例第１号）

（施行期日）

第１条 この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（市町村職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

第２条 第１条の規定による改正後の市町村職員退職手当条例（以下この条において「新退職手当条例」という。）附則第２８項（新退職手当条例附則第３０項及び第３条の規定による改正後の市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第５項においてその例による場合を含む。）及び第２９項の規定の適用については、新退職手当条例附則第２８項中「１００分の８７」とあるのは、平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの間においては「１００分の９８」と、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの間においては「１００分の９２」とする。

第３条 第２条の規定による改正後の市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第４項（同条例附則第６項においてその例による場合を含む。）及び第５項の規定の適用については、同条例附則第４項中「１００分の８７」とあるのは、平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの間においては「１００分の９８」と、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの間においては「１００分の９２」とする。

第４条 第４条の規定による改正後の市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例附則第２条第１項の適用については、同項中「１００分の８７」とあるのは、平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの間においては「１００分の９８」と、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの間においては「１００分の９２」と、「１０４分の８７」とあるのは、平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの間においては「１０４分の９８」と、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの間においては「１０４分の９２」とする。

附 則（平成２６年組合条例第２号）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年組合条例第１号）

（施行期日）

第１条 この条例は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第３条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条 第１条の規定による改正後の第９条の４の規定は、地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて（平成２６年１０月７日総行給第７０号）に基づき、給与制度の総合的見直しについて対応した加入市町村の職員の給与に関する条例を施行した日以後の退職に係る退職手当について適用し、適用日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成２８年組合条例第４号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年組合条例第８号）

（施行期日）

第１条 この条例は、平成２９年１月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 退職職員（退職した市町村職員退職手当条例第５条第１項に規定する職員（同条第２項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第５条第１項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１７号）第２条の規定による改正前の雇用保険法第６条第１号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の市町村職員退職手当条例（以下「新条例」という。）第１３条第５項又は第６項の勤続期間を計算する場合における市町村職員退職手当条例第１０条の規定の適用については、同条第１項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１７号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第２項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあっては、零）」とする。

第３条 新条例第１３条第１１項（第６号に係る部分に限り、同条第１５項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の市町村職員退職手当条例（以下この条及び第５条において「旧条例」という。）第１３条第１１項第６号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前１年以内に旧条例第１３条第５項又は第６項の規定による退職手当の支給を受けることができた者となつた者であつて施行日以後に新条例第１３条第５項から第８項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第４条 新条例第１３条第１５項において準用する同条第１１項（第４号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する市町村職員退職手当条例第１３条第１１項第４号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第５条 施行日前に旧条例第１３条第５項又は第６項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第１３条第５項から第８項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する市町村職員退職手当条例第１３条第１１項第５号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例

による。

附 則（平成 29 年組合条例第 5 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の市町村職員退職手当条例は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 13 条第 11 項第 5 号の改正規定（「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の」に改める部分に限る。）及び附則第 3 条の規定は平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の市町村職員退職手当条例（以下この条及び次条において「新条例」という。第 13 条第 10 項（第 2 号に係る部分に限り、新条例附則第 36 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した市町村職員退職手当条例第 5 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次条において同じ。）であって市町村職員退職手当条例第 13 条第 1 項第 2 号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第 3 項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

第 3 条 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）第 4 条の規定による改正後の職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（以下この条において「改正後職業安定法」という。）第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第 13 条第 11 項（第 5 号に係る部分に限り、市町村職員退職手当条例第 13 条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

附 則（平成 30 年組合条例第 1 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年組合条例第 4 号）

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則（令和 2 年組合条例第 1 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年組合条例第 9 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- （1） 市町村職員退職手当条例附則第 32 項及び第 36 項の改正規定並びに市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和 38 年組合条例第 1 号）附則第 5 項及び第 7 項の改正規定並びに附則第 4 条の規定 公布の日

(2) 市町村職員退職手当条例第13条第4項の改正規定及び附則第3条の規定 令和4年7月1日

(3) 市町村職員退職手当条例第5条第2項、第13条第2項及び第13条第11項の改正規定 令和4年10月1日

(経過措置)

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の市町村職員退職手当条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

第3条 新条例第13条第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の組合長が規則で定める職員に該当するに至ったものについて適用する。

第4条 この条例による改正後の市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和38年組合条例第1号）附則第5項の規定を適用する場合においては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）の施行日以後において改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員について適用する。

附 則（令和7年組合条例第5号）

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条並びに附則第3項、第10項及び第11項の改正規定 公布の日

(2) 第5条第2項並びに第13条第11項第4号及び第14項並びに附則第13項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 令和7年4月1日

(3) 第19条第1項第1号及び第5項第2号、第20条の見出し及び同条第1項第1号、第21条第1項第1号並びに第23条第4項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和7年6月1日

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の市町村職員退職手当条例（以下「新条例」という。）第13条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した市町村職員退職手当条例第5条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて前条第2号に

定める日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第3条 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、新条例第19条第1項及び第5項、第20条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第23条第4項並びに市町村職員退職手当条例第23条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 市町村職員退職手当条例の一部を改正する条例（令和4年組合条例第9号）の一部を次のように改正する

〔次のよう〕略

別表1（第8条の6関係）

在職年数	増加月数	在職年数	増加月数
1	0. 0 7	2 1	1. 2 2
2	0. 1 2	2 2	1. 3 0
3	0. 1 7	2 3	1. 3 8
4	0. 2 1	2 4	1. 4 8
5	0. 2 6	2 5	1. 5 7
6	0. 3 1	2 6	1. 6 8
7	0. 3 6	2 7	1. 7 8
8	0. 4 1	2 8	1. 8 9
9	0. 4 6	2 9	2. 0 1
1 0	0. 5 1	3 0	2. 1 4
1 1	0. 5 7	3 1	2. 2 7
1 2	0. 6 2	3 2	2. 4 0
1 3	0. 6 8	3 3	2. 5 5
1 4	0. 7 3	3 4	2. 7 0
1 5	0. 8 0	3 5	2. 8 6
1 6	0. 8 6	3 6	3. 0 4
1 7	0. 9 2	3 7	3. 2 1
1 8	0. 9 9	3 8	3. 4 0
1 9	1. 0 9	3 9	3. 6 0
2 0	1. 1 4	4 0	3. 8 1